

(案)

兵庫地方労働審議会労働災害防止部会運営規程

第1条 兵庫地方労働審議会労働災害防止部会（以下「部会」という。）の議事運営は、地方労働審議会令（平成13年政令第320号）及び兵庫地方労働審議会運営規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2条 部会に属すべき委員は、公益を代表する委員3名、労働者を代表する委員及び使用者を代表する委員、各3名とする。

第3条 部会の会議は、兵庫地方労働審議会運営規程第5条により原則として公開とする。なお、公開の具体的運用は兵庫地方労働審議会に準拠する。

第4条 部会の議事については、議事録を作成する。

2 部会の議事録は、兵庫地方労働審議会運営規程第6条2項により原則として公開する。なお、公開の具体的運用は兵庫地方労働審議会に準拠する。

第5条 部会長は、部会が議決を行ったときは、当該議決をその都度、地方労働審議会長に報告しなければならない。

第6条 この規程の改廃は、部会の議決に基づいて行う。

附則

この規程は、平成14年10月2日から施行する。

附則

この規程は、令和8年1月23日から施行する。

兵庫地方労働審議会労働災害防止部会運営規程 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第4条 部会の議事については、議事録を作成する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第4条 部会の議事については、議事録を作成し、<u>議事録には部会長及び部会長の指名した委員2名が署名するものとする。</u></p> <p>2 (略)</p>